

大津市委託契約等に係る入札結果等の公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大津市が行う委託契約（測量、工事に係る調査及び設計業務の委託契約を除く。以下同じ。）及び賃貸借契約（入札を実施したものに限る。以下同じ。）に係る入札結果等を公表することにより、入札及び契約の透明性の向上と公正の確保を図ることを目的とする。

(契約の内容に関する事項の公表)

第2条 各課の長は、委託契約又は賃貸借契約を締結したとき（契約金額（単価契約の場合にあつては、年間の予定数量を乗じて得た額）が100万円（賃貸借契約のうち、物件の借入れにあつては80万円、物件の貸付けにあつては50万円）を超えない契約を締結したとき、又は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第3号若しくは第4号の規定により随意契約をしたときを除く。）は、遅滞なく、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める様式に必要事項を記載し、当該様式を大津市ホームページに掲載し、及び契約担当課の窓口で閲覧に供する方法により契約の内容に関する事項を公表しなければならない。ただし、第1号に掲げる契約にあつては、契約の締結前に公表することを妨げない。

(1) 一般競争入札若しくは指名競争入札に付した契約又は施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約 開札結果（様式第1号）

(2) 随意契約（前号に掲げるものを除く。） 随意契約締結結果及び理由書（様式第2号）

2 前項第1号の規定により開札結果に入札の執行状況を表示するときは、次に掲げる表の左欄に定める場合の区分に応じ、中欄に定める表示内容を右欄に定める表示場所に記載するものとする。

区分	表示内容	表示場所
(1) 契約の相手方が決定した場合（次号及び第3号の場合を除く。）	「落札」又は「決定」	備考欄
(2) くじにより落札者を決定した場合	落札者にあつては「くじ決定」、くじに外れた者にあつては「くじ」	備考欄
(3) 再度の入札に付したものの落札者がなかったため、当該競争入札の執行を打ち切り、施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約した場合	「随意契約」	契約方法の項
	「不落（不調）随契」	備考欄
	随意契約の相手方及び契約金額	※欄
(4) 入札書又は見積書が無効の場合	「無効」	備考欄
(5) 入札が最低制限価格を下回ったため、落札しなかった場合	「失格」	備考欄
(6) 入札又は見積りを辞退する旨を表明した場合（辞退届を提出した場合も含	「辞退」	備考欄

む。)		
(7) 入札又は見積りを辞退する旨を表明することなく、当該入札又は見積りを行わなかった場合	「欠席」	備考欄

- 3 第1項の規定による公表は、当該委託契約に係る委託期間若しくは履行期間又は当該賃貸借契約に係る賃貸借期間の初日の属する年度の翌年度末日まで行うものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

開札結果

年度

入札日時	年 月 日 () 時 分 於
担当課	
件名	
場所	大津市
概要	
期間（予定）	年 月 日 から 年 月 日 まで
契約方法	
落札額	円 内消費税額等 円
契約先	〔所在地〕
	〔名 称〕
予定価格	円（税抜き）
最低制限価格	円（税抜き）又は「無し」

（単位 円） 消費税抜き価格

業者名		第 1 回入札	第 2 回入札	第 3 回入札	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
※ 再度入札の結果、落札者が決定できなかったため と 円で随意契約する。					

（注）賃貸借契約の場合は予定価格及び最低制限価格の欄は削除する。

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	
委 託 業 務 名	業務
委 託 業 務 場 所	大津市
概 要	
契 約 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
契 約 年 月 日	年 月 日
契 約 金 額	円
契 約 の 相 手 方	[所在地] [名 称]
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。